

神代鍋島家

①弥平左衛門・孫四郎
茂昌
三郎兵衛・茂正
②隼人佐・中務少輔
茂貞
孝願
③弥平左衛門・中務
嵩就
平八郎・一雲

④弥平左衛門・左兵衛・六郎太夫
茂樹
伊勢熊・嵩乘・茂乘
⑤六郎大夫
茂快
熊五郎
⑥弥平左衛門
茂英
彦八・茂延・嵩延・道超
(入道後)

⑦弥平左衛門・隼人・右京
茂興
(入道後)
左兵衛・道政
⑧弥平左衛門・老岐・孫四郎
茂真
就弼
⑨弥平左衛門・内膳・出雲・孫四郎
茂體
豊太郎

⑩弥平左衛門・孫四郎・内膳・日向・
茂堯
實之助・興和
⑪孫四郎
茂蘇
松丸・典佐
⑫弥平左衛門・老岐
茂坤
仁之助・邦恭
⑬弥平左衛門
茂元
備次郎・明喬
(本藩斉直の二六男)

佐賀市史年表 第二卷 (近世編)

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一五八七	天正一五	秀吉島津氏征伐のため九州に入る 秀吉博多において九州の封域を定め パレン追放令をだす	龍造寺政家、秀吉の島津征伐に従う 龍造寺政家肥前国内七郡を安堵され る
一五八八	一六	秀吉諸国に刀狩令をだす	龍造寺政家領国の実権を鍋島直茂に ゆずる
一五九〇	一八	秀吉・小田原の北条氏を攻め、これ を降す	鍋島直茂長崎の代官を命ぜられる 龍造寺政家隠居し、高房家督をつぐ 秀吉高房に対し肥前国三〇万九千石 を安堵する。直茂国務をみる
一五九一	一九	秀吉朝鮮征伐を命ずる	肥前名護屋城普請始まる。鍋島直茂 も工事を分担する
一五九二	文禄 元	秀吉朝鮮に兵を出す(文禄の役)	鍋島直茂ら朝鮮に出陣する 秀吉塚崎(武雄)温泉の掟をだす
一五九五	四	豊臣秀次高野山に入り自殺する	鍋島忠茂小川氏の遺領を相続する 鍋島直茂、養父郡と高来郡神代を賜 わる
一五九七	慶長 二	秀吉朝鮮再征を命ずる	鍋島勝茂朝鮮に出陣
一六〇〇	五	関ヶ原の戦、東軍勝利となる	関ヶ原の戦鍋島勝茂西軍に属し、伏 見城・伊勢阿濃津城・松坂城を攻め る

一六〇二	七	一	一六〇二	勝茂家康の命により柳川の立花宗茂 を攻める
一六〇六	一一	一	一六〇六	鍋島元茂蓮池小曲城に生れる
一六〇七	一二	〇	一六〇七	龍造寺・鍋島両氏の家臣直茂・勝茂 に絶対服従の誓詞をだす
一六〇八	一三	〇	一六〇八	鍋島直茂南蛮渡航の朱印状を下付さ れる
一六〇九	一四	〇	一六〇九	龍造寺高房江戸屋敷で没する
一六一〇	一五	〇	一六一〇	このころ鍋島勝茂、領内の真宗寺院 をすべて西本願寺派にして願正寺の 管轄下におく
一六一一	一六	〇	一六一一	佐賀城総普請始まる
一六一二	一七	〇	一六一二	佐賀城天守閣完成
一六一三	一八	九・ 支倉常長陸奥日ノ浦を発す	一六一三	佐賀藩検地・家臣一同三部上地を行 う 佐賀城総普請完成 円光寺元倍没(50才) 佐賀藩江戸普請開始 佐賀藩検地の石高表高として公認さ る(三十五万七千三十六石余)

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六一四	慶長一九	大坂冬の陣	鍋島勝茂・冬の陣に参加家康に従う
一六一五	元和 元	大坂夏の陣 幕府一国一城令をだす 幕府武家諸法度を定める	鍋島勝茂・一国一城令により蓮池城の破却を命じる
一六一六	二	中国船以外の外国船の来航を平戸・長崎の二港に制限	佐賀肥前国絵図を幕府に提出する 金ヶ江三兵衛(李三平)有田皿山に移る
一六一七	三		鍋島元茂祖父直茂の隠居分小城を相続す
一六一八	四		鍋島直茂没
一六二〇	六	大坂城普請	佐賀藩五〇石未満の武士二〇〇人を平常無役とし、手明鎧と称す
一六二一	七		谷口清左門尉長光武雄領主鍋島茂綱の依頼により黒髪神社の本地仏三体を鋳造する 佐賀藩大配分領主を再度三部上地する 鍋島忠茂下総矢作に入部する

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六二二	八	幕府使者を派遣して諸国を巡視する	佐賀藩、楠久島・伊万里・有田に牧地を新設する
一六二三	九		河上神社と千栗八幡との一宮争い河上神社の勝訴となる
一六二七	寛永 四		佐賀藩開発高を五万石と概算し、表高の変更を幕府に願ひでる
一六二八	五		佐賀藩五〇〇石未満の侍の在郷を許す
一六三二	九		刀工肥前忠吉没す
一六三四	一一		成富兵庫没する、舩銀賦課される
一六三五	一二	幕府海外渡航と在外日本人の帰国を禁ずる	龍造寺伯庵龍造寺氏の再興を幕府に訴える
一六三七	一四	島原の乱勃発 幕府板倉重昌・石谷十蔵を上使として島原に派遣	谷口清左衛門尉長光・鍋島勝茂の依頼により英彦山の烏居を鋳造す 鍋島元茂直澄島原の乱平定のため下向
一六三八	一五	原の城陥落	勝茂の子彦太郎病死 鍋島勝茂原城攻めの軍令違犯のため閉門となる
一六三九	一六	幕府ポルトガル船の日本渡航を禁止する	鍋島直澄蓮池を領す(三万五千六百石)

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六四〇	寛永一七	江戸城本丸を再建する	鍋島直朝、鹿島を領する
一六四一	一八	オランダ商館を平戸より長崎出島に移す	鍋島勝茂・元茂隔年交代で参勤する 佐賀藩の長崎警固役始まる
一六四二	一九	幕府譜代大名にも参勤を命じる	龍造寺伯庵会津に身柄をあずけらる
一六四三	二〇	幕府、田畑永代売買を禁止する	〇
一六四四	正保元	幕府東国・西国へ巡見使をだす 幕府糸割符を京都江戸長崎などに頒布する	〇 勝茂・元茂・直澄・直朝のうち二人ずつで隔年に江戸に上る（三支藩主大名扱いをうける） 〇 佐賀藩飢饉のため二万石の未進米の徴集を延期する
一六四五	二	幕府外国船来航の処置規則をだす	〇 幕府巡見使佐賀に来る 〇 龍造寺主膳幕府に「千俵米訴訟」をする
一六四六	三	幕府諸大名に諸国の地図の作製を命じる	〇 鍋島勝茂家中侍四〇人無借銀につき賞詞する 〇 龍造寺主膳本多能登守、大和郡山に預けらる
一六四七	四	ポルトガル船二隻長崎に入港し通商を請う、幕府これを拒絶する	〇 佐賀藩肥前国地図を幕府に提出する ポルトガル船二隻長崎入港、佐賀藩出動八三五〇人

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六四八	慶安元	幕府・農民の土地賃借を禁止する	〇 鍋島光茂元服する
一六四九	二	幕府慶安の触書および検地条目を制定する	〇 大風吹き佐賀城下まで大潮みち片田江付近船で往来する
一六五〇	三	大風で九州の田畑被害甚大	〇 江戸城西の丸普請に勝茂金箔十万枚を献ずる
一六五一	四	由井正雪の乱おこる	〇 秋大風雨、鹿島領津波
一六五二	承応元	幕府江戸市中の牢人を改める このころ江戸に旗本奴・町奴流行する	〇 佐賀藩の借銀一三二七貫六〇〇目となる
一六五三	二	皇居炎上す 下総佐倉領名主木内宗五郎領主の暴政を幕府に直訴する	〇 佐賀藩美麗制度をつくる 佐賀藩領大洪水
一六五四	三	幕府諸大名に皇居造営労役銀を課す	〇 佐賀藩皇居普請を手伝う 佐賀藩増は今後から一代限として切米のみで支給す
一六五五	明暦元	幕府糸割符制を廃止し相対貿易とする	〇 佐賀藩又家中のものの三年替りに佐賀在住とする
一六五六	二	幕府衣服の華美を禁制する このころ湯女風呂流行する	〇 鍋島茂利の佐賀・神埼・両山内の被官に帯刀を許可する
一六五七	三	江戸大火（明暦の大火）	〇 鍋島勝茂没する。追腹三六人
一六五八	万治元	明国鄭成功の使者長崎に來り援軍を要請する	〇 鍋島光茂、御代初めの書き出しをだす

西暦	年号	国	内	事	項	県・市	内	事	項
一六五九	万治二	八・	江戸城本丸の造営竣工する			○	佐賀藩以前の長袴衆を着座と名づける		
一六六〇	寛文三	七・25	幕府伊達綱宗に逼塞を命じる			2・23	小城藩の付家老制を廢止する		
一六六一	寛文元	八・	諸大名の普請役で皇居を造営する この年越前藩藩札を發行する（藩札の初見）			7・	鍋島光茂親類鍋島直弘の死に際してその家来の殉死を禁止する		
一六六二	二	2・	幕府老中・若年寄の所管を定める			10・19	光茂家中全般に追腹を禁止する		
一六六三	三	5・	幕府武家諸法度を改定し、殉死を禁止する			6・11	佐賀一里四方に大雷八〇か所に落雷		
一六六四	四	4・	幕府諸大名に領地の判物・朱印状を与える			4・19	鍋島吉茂生れる		
一六六五	五	1・	大坂城天守閣焼失			5・	佐賀大雷電三〇〇か所に落ちる		
一六六六	六	7・21	幕府一萬石以下の従者数を制限 幕府諸役人の役料を制定			6・	酒井田柿右衛門没		
一六六七	七	2・	幕府諸国に巡見使を派遣			7・	幕府巡見使佐賀にくる		
一六六八	八	3・14	幕府酒造制限令を無期延期する 幕府農民に儉約令をだす			3・1	江戸大火・佐賀藩松田屋敷類焼		

一六六九	九	2・	幕府閏十月一日以後京枬使用を諸国に布達する			3・5	蓮池藩主鍋島直澄没		
一六七〇	一〇	5・	幕府秋まで農村の酒造を禁止する			4・19	大久保忠朝唐津藩主家督相続		
一六七一	一一	3・	幕府伊達騒動を裁く			5・4	長崎奉行松平甚三郎長崎奉行を辞する		
一六七二	一二	7・	河村瑞賢東回航路を開発する			12・9	鹿島藩主鍋島直朝隠居、直条家督を相続する		
一六七三	延宝元	5・13	長崎貿易について商人の長崎到着日限、市法売買などの条例を出す 樽回船始まる			5・25	イギリス船長崎着岸につき、佐賀藩長崎警備を固くする		
一六七四	二	2・	二日以来中国・九州地方洪水			8・17	大風害、田畑損耗甚大		
一六七五	三	2・	幕府分地制限令をだす キリスト教禁制の高札立つ			4・20	小城藩主直能後西院から岡花の御製をうける		
一六七六	四	4・	幕府大和・摂津・河内の飢民に救米を与える						
一六七七	五	3・	長崎代官末次平蔵父子密貿易のところが隠岐に流刑さる			12・	鍋島光茂江戸の供人数をへらす		
一六七八	六	1・12	幕府、彦根藩主井伊直該らに畿内、近国の幕領の総検地を命じる 幕府失火者斬罪刑をだす			○	鍋島直能加賀守に任せられるにあたり本藩との間に軋轢あり		
						1・23	唐津藩主大久保忠朝下総佐倉に転じ		

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六七九	延宝 七	8・5 諸国大風雨洪水 8・18 江戸大地震 5・29 江戸大火 10・19 越後騒動起る	12・3 松平乗久佐倉より唐津に転じる 佐賀藩江戸桜田屋敷出火する 1・16 小城・蓮池・鹿島の三家、本藩へ口上書を提出する 12・27 小城鍋島直能隠居、嫡子元武家督を相続する
一六八〇	八	5・6 徳川綱吉五代將軍となる 8・ 幕府江戸府内に非人の居住を禁じる	8・30 鍋島光茂佐賀城に鍋島直能を招き、本藩と三家のことで対談する ○ 小城家臣佐賀の屋敷を売却し、小城に移るもの多し
一六八一	天和 元	1・28 幕府將軍代替りにつき諸国へ巡見使をだす 1・29 幕府米麦大豆の買溜・占売を禁止する	4・11 佐賀領中飢饉のため鍋島光茂仰出をだす 8・ 蓮地藩主鍋島直之八朔の祝儀として幕府に太刀を送り、本藩と不和を生じる
一六八二	二	1・ 幕府・本多正利・同利長の苛政を罰し改易す 12・ 八百屋お七の火事事件 2・ 幕府奢侈品の輸入を禁じる 7・ 幕府武家諸法度を改訂する	○ 小城藩山代郷の海山の領域権を本藩と争う 2・22 佐賀藩の武家諸法度というべき「三家格式」ができ、本藩と三支藩の争い一応落着する
一六八三	三		

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六八四	貞享 元	2・ 幕府江戸市中の間屋・商人・職人の同盟して賃銀を高下することを禁じる 8・ 若年寄稲葉正休、大老堀田正俊を江戸城中で刺殺する 10・29 幕府新暦（貞享暦）を用う	5・2 神代家の一部を分け、鍋島茂真に与え、加増して村田鍋島家を創設する 5・15 佐賀城天守修理完成する 11・21 光茂の名代として綱茂江戸城に登城する
一六八五	二	○ 長崎貿易の糸割符制を再興する	6・2 南蛮船一艘長崎来着、6・7 光茂長崎に赴く
一六八六	三	8・ 幕府朝鮮貿易を制限	12・21 鍋島宗茂出生 ○ 木原古賀村に御茶屋をたつ
一六八七	四	1・ 幕府生類憐みの令を出す	3・5 佐賀城下町火事、侍屋敷二〇軒、町家五七六軒焼失
一六八八	元禄 元	9・ 幕府酒造制限令を出す ○ 長崎に唐人屋敷を設ける	2・28 佐賀藩江戸桜田屋敷家老小屋より出火する。佐賀藩切地法始まる
一六八九	二	閏1・5 幕府関所物奉行を新設する 8・ 幕府諸大名に諸調度器具用材の規則を布令する	3・24 鍋島勝茂三十三年忌。高伝寺寺領三〇〇石となる 8・26 小城藩主鍋島直能没
一六九〇	三	5・ 幕府関所物奉行を大目付の隸下とする 8・18 ドイツ人ケンペル来日 10・26 幕府捨子を厳禁する	2・ ケンペル嬉野・佐賀を通る 4・28 中野数馬家老に任ぜらる ○ 佐賀白山町武富市郎右衛門聖堂建立を請願する
一六九一	四	1・ 林鳳岡大学頭に任ぜらる	6・4 鍋島光茂家中風俗取締令をだす ○ 佐賀城内二の丸聖堂建つ

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一六九二	元禄 五	4・10 幕府富突譚百人講を禁止する 1・ 井原西鶴「世間胸算用」刊	3・8 小城藩主鍋島元武幕府より公家衆御馳走役を命ぜらる(三家公役の初り) 11・25 脊振山弁財岳につき佐賀藩より幕府評定所へ札問に対する返答書を提出する ○ 武富市郎右衛門大財村へ聖堂を建立する 脊振山弁財岳争論佐賀藩の勝訴となる
一六九三	六	4・30 幕府猪狼・鹿打払に関する生類憐愍令をだす 7・16 幕府釣魚生類憐愍令をだす 9・ 幕府江戸市中塵芥捨場規則をだす	10・22 小城藩蠅打製造の禁令をだす ○ 小城・蓮池・鹿島藩主幕府より初めて邸地を深川本庄に給わる 2・3 蓮池藩主鍋島直之勅使接待役の命をうける
一六九四	七	11・ 徳川光圀臣藤井紋太夫を斬る 12・ 柳沢吉保老中に准ぜらる	2・8 江戸火事佐賀藩麻布屋敷類焼 11・29 佐賀鍋主鍋島光茂隠居、嫡子綱茂家督相続
一六九五	八	2・8 百姓の田畑質入借金 ^の の禁制で幕府金銀貨を改鑄 7・16 幕府中野に野犬収容所をたてる 8・ 幕府飲酒禁制令をだす 11・ 幕府諸国地図の校訂を命ず 宮崎安貞「農業全書」刊	5・15 御歩行上席の獵方役の者を以後新鑑とする 8・4 佐賀城本丸に時太鼓、高木町願正寺に時鐘を開始する
一六九六	九	8・17 幕府旧金銀貨幣を新鑄貨幣に交換を命じる 9・6 幕府諸国金銀銅山の試掘を命じる 10・15 江戸大火 幕府消防火事場規則を定める	3・ 京都で彫刻した脊振山弁財天像、山本神右衛門持ち下る 9・21 佐賀地方大地震一日に六度震う 9・晦 鍋島主水知行神埼郡志波村を没収し、三根郡のうち三か村を代地として渡す ○ 御馳走米賦課はじまる ○ 諸役々へ御印帳御手頭を渡す ○ 佐賀藩主西屋敷(観音荘)建設開始 武雄・多久・諫早・須古親類同格となる

一六九七	一〇	4・26 幕府人身売買を禁止する 幕府長崎奉行を四人とし隔年に二人を交替させる	10・22 小城町に新に札馬を立つ 京都で彫刻した脊振山弁財天像、山本神右衛門持ち下る
一六九八	一一	2・ 幕府諸国金銀銅山の試掘を命じる 9・6 江戸大火 幕府消防火事場規則を定める	9・21 佐賀地方大地震一日に六度震う 9・晦 鍋島主水知行神埼郡志波村を没収し、三根郡のうち三か村を代地として渡す ○ 御馳走米賦課はじまる ○ 諸役々へ御印帳御手頭を渡す ○ 佐賀藩主西屋敷(観音荘)建設開始 武雄・多久・諫早・須古親類同格となる
一六九九	一二	3・ 幕府人身売買を禁止する 幕府長崎奉行を四人とし隔年に二人を交替させる 6・28 幕府酒造高を前年の五分の一とす 幕府酒造高を前年の五分の一とす 幕府金銀銭の貨幣の比価を定める	5・26 蓮池藩主鍋島直之幕府より常盤橋門番を命じられる 8・21 鹿島藩主鍋島直條幕府より鍛冶橋門番を命じられる 5・15 鍋島光茂没 5・16 山本常朝出家受戒 11・27 佐賀城本丸聖堂を西屋敷内に移す(鬼丸聖堂)
一七〇〇	一三	7・24 幕府金銀銭の貨幣の比価を定める 11・8 幕府金銀銭の貨幣の比価を定める	7・4 佐賀藩肥前一国絵図を幕府に提出する 幕領野母高浜村と佐賀藩深堀蚊焼村
一七〇一	一四	3・14 赤穂藩主浅野長矩、高家吉良義央を江戸城中で刃傷 12・ 幕府西国・中国筋に金貨通用を促す	8・5 幕領野母高浜村と佐賀藩深堀蚊焼村

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七〇二	元禄一五	3・幕府米穀不足につき全国の酒造米高を調査する 12・15 赤穂浪士吉良義央を討つ	7・北山所々洪水 8・29 大風・佐賀城三の丸矢倉吹き落さる 9・1 鹿島大潮・洪水
一七〇三	一六	2・4 幕府大石良雄ら四七人に切腹を命じる 5・近松門左衛門の「曾根崎心中」初演 11・南関東大地震江戸市中被害甚大 ○ 長州藩製蠟所設置	2・12 鹿島藩主鍋島直條公家衆接待役を命ぜらる 6・18 佐賀城下道祖元町より出火、長瀬町・八戸町まで焼失 7・12 佐賀藩独札を着座同格とする 11・18 江戸四谷より出火麻布屋敷焼失 11・29 小城藩主鍋島元武幕府より神田橋門番を命じらる 12・8 佐賀中町より出火、米屋町まで百余軒焼失する
一七〇四	宝永元	7・幕府閉門・逼塞の規則を定める 12・徳川綱吉、甲府城主徳川綱豊を養嗣子とし家宣と改名させる	3・22 蓮池藩主鍋島直之、幕府より江戸修繕工事を命じられる 10・1 佐賀藩衣服・家屋作事についての儉約令をだす ○ 御馳走米が石高に依じて率が異なる 4・30 鹿島藩主鍋島直條没 6・5 鍋島直堅鹿島藩の家督を相続する
一七〇五	二	閏4・15 綱吉、柳沢吉保に二二八七六五石の朱印を与える	

一七〇六	三	5・大坂の豪商淀屋三郎右衛門を關所に 1・幕府江戸市中での商品値段釣上げの 7・不正行為に嚴重処置を命じる 幕府柳沢吉保に封内での金貨の発行 を許可する	3・5 伊万里出火・町家一四六軒船九隻、 蔵一、旅船三隻焼失・男女一三人焼 死する 12・2 佐賀藩主鍋島綱茂没 ○ 小城藩主鍋島元武聖堂火の番を命じ られる
一七〇七	四	10・幕府大名旗本に藩札の発行、年貢の 11・先納を禁止する 富士山噴火、宝永山でける、降灰の 被害大	5・27 鍋島吉茂佐賀藩家督相続 10・4 鹿島地方地震 12・21 小城藩主鍋島元武幕府より代官町普 請手伝の命をうける
一七〇八	五	閏1・7 幕府富士山噴火による降灰地救済費 3・11 京都大火 5・11 幕府禁裏造営助役を諸大名に命じる	2・9 蓮池藩主鍋島直之隠居、養子直稱家 督を相続する 2・16 蓮池藩主鍋島直稱幕府より勅使接待 役の命を受く 5・21 大雨洪水、佐賀領倒家二四一軒 6・15 佐賀藩主鍋島吉茂御代始御条目をだ す 8・14 多久聖廟完成する ○ 鬼丸聖堂ではじめて釈菜行わる 8・11 鍋島吉茂御印帳御手頭を諸役へ渡す 11・19 前鹿島藩主鍋島直朝没
一七〇九	六	1・10 徳川綱吉没 1・20 幕府生類憐みの令を廃止する	

西 暦

年 号

国 内 事 項

県・市 内 事 項

一七二〇	宝永 七	3・1 幕府諸国に巡見使派遣 幕府新井白石が草した武家諸法度な どを頒布する	7・25 巡見使小田切頼負ら蓮池に止宿する 閏8・18 鹿島藩主鍋島直堅幕府より幸橋御門 番を命ぜられる
一七一〇	正徳 元	2・7 幕府朝鮮使節の待遇を改める 安房北条藩の農民江戸に訴訴する 藩主屋代忠位改易される(万石騒動)	2・5 佐賀藩御村石高帳と領地目録を幕府 に提出する 3・15 佐賀中ノ小路より出火、翌日まで侍 屋敷十六か所町家三三八軒、寺六か 所など焼失
一七二二	二	9・11 勘定奉行萩原重秀罷免	1・26 小城藩主鍋島元武隠居、嫡子元延家 督を相続する
一七二三	三	3・18 幕府旗本の奢侈を戒告する 幕府女装の華美を禁制する 6・9 幕府諸銅山の銅を長崎に回送して外 国貿易に使用させる	2・16 鹿島藩主鍋島直堅幕府より新女院御 馳走役を受く 6・13 佐賀藩領洪水、潰家五五三〇軒、流 家三一〇軒、溺死一五一人、死牛馬 五二匹 7・13 鹿島領津波 8・20 鍋島元武没
一七二四	四	2・ 幕府長崎における外国船との密貿易 を禁じる	8・18 小城藩主鍋島元延没する 蓮池藩主鍋島直頼幕府より梶井宮御

一七二五	五	1・11 幕府正徳の新令を出し長崎貿易を制 限する	2・11 小城藩主鍋島直英幕府より勅使御馳 走役を受ける
一七二六	享保 元	1・11 江戸大火 3・30 徳川家継没 5・ 徳川吉宗將軍職をつぐ 7・ 諸国へ巡見使をだす	3・10 畑瀬川川狝につき佐賀藩と小城藩の 百姓争う ○ 「葉隠聞書」完成する
一七二七	二	2・3 大岡忠相江戸町奉行となる 3・14 幕府武家諸法度を天保の条文にもど す	4・9 蓮池藩主鍋島直頼隠居、嫡子直恒家 督を相続する 6・3 日峯公(直茂) 百年忌施行 7・6 巡見使妻木平四郎ら佐賀に止宿する
一七二八	三	2・15 小倉・萩・福岡三藩の兵・筑前国白 島において清国密貿易船を撃退する 6・29 幕府さらに密貿易を厳禁する 閏10・ 幕府新金銀を標準貨幣として通用せ しめ、旧貨との交換規則を定める	4・14 鍋島吉茂軽石火矢一〇挺の鑄造を命 じる 8・5 蓮池藩主鍋島直恒、幕府より梶井宮 御馳走役を受く 9・3 鍋島吉茂大久保加賀守家来流儀の火 矢を御火矢方御石火矢方両頭人らに

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七一九	享保 四	○ 幕府密貿易調査を西国大名に命ずる 幕府金銭貸借、買掛についての出訴を不受理とする	○ 鹿島千ばつ、八月には津波襲う 佐賀藩領大風、倒家五三九七軒、社二か所倒る
一七二〇	五	江戸大火 江戸町火消四五組創設 会津幕領の農民大庄屋不正追及の一揆をおこす(会津蔵入騒動) キリスト教以外の禁書の輸入解禁さる	11・27 藩主吉茂高木に赴き、火矢放出を見る 佐賀藩領大雨洪水、流家一一六軒、倒家二九二軒、溺死五人、死馬七二匹
一七二一	六	江戸大火 幕府目安箱を評定所に設置	閏7・28 長崎表雷雨洪水、流家および潰家一七二世帯、溺死四六人 鹿島藩領浜山で焼物細工はじまる
一七二二	七	幕府新田開発を奨励 幕府小石川薬園に施薬院養生所を設ける	8・28 鍋島吉茂道火燃気を見物する ○ この年谷口安左衛門兼品父清次と佐賀城二の丸の焼と八戸宿の地蔵菩薩を铸造する
一七二三	八	幕府諸国の人口調査を以後六か年ごとにする 足高の制を定める	2・22 慶長以来佐賀藩が参加した普請作事について幕府へ報告する 10・6 長崎奉行日下部丹波守佐賀城下蓮池

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七二四	九	江戸大火 幕府諸物価値下げを命じる 大坂大火 幕府儉約令を出す 幕府甲府勤番を置く 近松門左衛門没する	閏4・6 八幡小路紺屋町より出火し土屋敷二一か所、町家四九六軒、社寺四か所、土蔵二一か所焼失する 佐賀藩領大風雨潰家二三九〇軒溺死二三人 ○ 蓮池藩主鍋島直恒神田橋御門番を命じられる
一七二五	一〇	幕府大火防備のため塗屋・瓦屋を奨励する 幕府大判銀を改鑄する 幕府大判金の通用を令示し元禄大判金を廃止する	8・3 佐賀藩主鍋島吉茂森木へ山狩出張する、久留米藩二〇〇〇人余の軍勢で領域を警戒する 11・12 皿山町人嬉野次郎左衛門朝鮮抜荷の科により長崎で御仕置仰せつけらる
一七二六	一一	幕府諸国に戸籍調査を実施する 幕府新検地条例三一条を定める 幕府、百姓同志の譲地を許可し、町人への譲地を禁制する 幕府物価騰貴を抑制する	3・4 佐賀城下片田江小路手明鍵宅より出火二の丸に延焼し天守以下焼失、南堀端鬼丸、水ヶ江まで類焼する 4・24 佐賀藩居城類焼により一か年間、上米を用捨される 7・5 佐賀藩領大雨高潮、潰家一〇九八軒、流家九六軒
一七二七	一二	幕府菜種専売制を布く 幕府目安箱を大坂町奉行所外に設置する	1・4 去春居城焼失につき参勤延期を願い許可さる 12・4 鹿島藩主鍋島直堅没する

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七二八	享保二三	11・26 幕府各農村に新に神仏を祭ることを禁止する 5・ 肥後国八代郡五ヶ庄の農民ら逃散し一揆を起す 8・ 久留米藩の農民ら年貢減免要求の一揆を起す	12・8 陽泰院百年忌法事を宗智寺で執行する 12・11 鍋島直郷鹿島藩の家督を相続する 4・ 蓮池領三法湯川上村島坂と武雄領中野村との用水争い和解となる 6・5 嬉野・塩田地方洪水 8・9 佐賀城二の丸普請完成する
一七二九	一四	4・ 幕府米穀類の買い占めを許可する 10・26 幕府金銀貸借に関して利息引き下げを命じる 12・26 幕府米価下落につき物価の値下げを命じる	5・3 佐賀城下火災、白山町、夕日町焼失 8・3 佐賀藩領大風雨、潰家四一九〇軒余、死人八人 8・19 佐賀藩領大風雨、潰屋敷一九か所、潰家九七〇軒、死人七人、死牛馬一三四 8・28 当夏数月旱ばつ領内田植叶わず損毛田畠五八二五段余高一〇三五〇石余と届け出る
一七三〇	一五	4・15 幕府諸大名の上米を停止し参勤の期を復旧するを命じる 8・ 幕府諸大名に凶年に備えて米の貯蔵を命じる	2・8 小城藩主鍋島直英幕府より勅使御馳走役をうける 3・18 佐賀藩主鍋島古茂没 5・16 鍋島宗茂佐賀藩主の家督を相続する 5・15 佐賀藩江戸桜田屋敷焼失する 12・22 鍋島宗茂家中に倭約令を出す
一七三一	一六	2・28 幕府二年間の倭約令をだす 6・ 幕府江戸大坂への回米を制限する	

一七三二	一七	5・ 吉宗、尾張藩主徳川宗春の奢侈を諷責する ○ 山陽・南海・西海・畿内、蝗害のため大飢饉	2・1 鍋島宗茂御代替りの御条目をだす 閏5・30 佐賀藩評定日の究め掛り日、拷問日、御仕置月などの定法をつくる 12・23 佐賀藩幕府より金二万兩と大坂米を借りる ○ 佐賀藩損毛石数七二九二四八石、餓死者三万人
一七三三	一八	1・ 各地でうちこわし起る 1・15 幕府倭約につき三年間の献上物などを用捨する 2・29 幕府年貢金納制を認める 6・ 幕府米の買占めを禁じる	5・29 佐賀大財仏心寺において餓死人大施餓鬼施行 6・7 佐賀藩御勝手方を廃止する 7・1 佐賀藩御隠密方を御備方と改める 7・29 向陽軒社務を与賀社家中より輪番で勤めしめる 10・8 佐賀藩出陣方を長崎御仕組方と改める 12・1 藩主鍋島宗茂改正の御印帳手頭を渡し下す
一七三四	一九	○ 幕府甘藷を小石川薬園および吹上御園に試植する ○ 幕府大庄屋制を許可する	5・23 佐賀藩貴物改役を設置する 9・15 佐賀藩幕府より二〇年間銀札遣いを許可される
一七三五	二〇	8・28 幕府諸大名の遊里出入を禁止する 10・4 米価下落を防ぐため最低価額をきめる	2・18 佐賀藩御堀端石搦願の通り幕府より許可される 7・25 佐賀藩御境目役を請役所より御山方

西暦	年号	国内事項	県・市内事項
一七三六	元文 元	6・幕府銅産出減少のため、長崎来航の中国船の年間定数を四隻へらす 越後紫雲寺潟新田の小作人地主と争い江戸に越訴する	5・28 前蓮池藩主鍋島直綱没 9・28 島原の乱戦死者の百年忌法会を高伝寺で執行する
一七三七	二	2・幕府田畑質入売買の証文について規定する	7・13 佐賀藩領早はつ、金立権現沖下り実施
一七三八	三	10・2・22 幕府諸国の戸籍を調査する 幕府大筒役を新設する	9・23 佐賀城機台石垣築き直しを幕府へ願いでる 12・9 佐賀藩主鍋島宗茂隠居、嫡子宗教家督を相続する
一七三九	四	1・12 幕府尾張藩主徳川宗春に蟄居を命じる	9・1 佐賀藩請役所に御格式帳を渡す
一七四〇	五	10・幕府大坂で干鰯・油粕の買占を禁じる 徳川宗尹に一橋門内に屋敷を与える(一橋家はじまる)	9・23 佐賀城下絵図を作成する 9・26 鍋島宗教参勤のため発駕する
一七四一	寛保 元	4・26 幕府取退無尽を禁止する	2・13 鍋島宗教中院通躬の娘綱姫と結婚する
一七四二	二	11・4・幕府公事方御定書を制定する 産銅減少のため銅の輸出を制限する	1・13 鍋島宗茂眼病癒えず、近年腰痛不自由につき国許入湯を宗教より幕府に願う

一七四三	三	2・22 幕府諸国に菜種栽培を奨励	8・13 鹿島領大風雨 12・17 鍋島宗教、西本願寺に親鸞等身の画像の下付を願い、これを願正寺に寄進する
一七四四	延享 元	9・幕府米価引上げのため江戸大坂の町人に買米を命じる	9・12 小城藩主鍋島直英没 10・23 鍋島直員小城藩家督を相続する
一七四五	二	2・12 江戸大火 9・1 徳川吉宗隠居、家重家督相続 12・30 幕府巡見使を諸国に派遣する	11・7 將軍代替りにつき鍋島宗教誓詞を呈す 7・11 巡見使小笠原内匠ら塩田にくる 9・26 鍋島宗教参勤のため発駕
一七四六	三	3・21 幕府武家諸法度を改定頒布する	7・11 佐賀藩油蠟酒の商人の郷村に居住しての商売を禁止する
一七四七	四	8・寄合板倉勝該、肥後熊本藩主細川宗孝を江戸城内で刺殺する 9・田沼意次小姓組番頭格となる	10・鹿島領風雨、五〇年来の洪水
一七四八	寛延 元	10・1 大岡忠相四千石を加封され大名の列に加えられる	9・2 佐賀藩主鍋島宗教幕府に重茂を養子に願ひ許可さる 10・16 蓮池藩主鍋島直恒没
一七四九	二	7・幕府、富突を禁止する 9・幕府札差貸金利息を制定する	2・16 鍋島直興蓮池藩家督を相続する

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七五〇	寛延 三	1・20 幕府百姓の徒党強訴迷惑を禁止する 7・25 幕府風俗令をだす	5・27 諫早百姓佐賀城下に強訴の噂たつ 6・ 諫早一揆
一七五一	宝暦 元	6・20 徳川吉宗没(68才) 12・19 大岡忠相没(75才)	2・9 願正寺、藩庁に対して鐘樓の修理と 鐘撞料米の残米の交付を願ひでる 3・ 竜津寺前和尚大潮蓮池北小路遊学屋 敷に小庵を設けることを許可される 11・11 佐賀城下会所全焼する 蓮池城下神埼町祇園祠内に鐘樓を設 け、時鐘を打ち始める
一七五二	二	○ 秋田藩銀札を発行する	8・11 蓮池藩財政困難のため藩士に出来を 命じる 8・22 蓮池藩財政困難のため藩士に出来を 命じる
一七五三	三	4・29 幕府万石以上の大名に備荒貯穀を命 じる 12・ 幕府、木曾川改修工事を島津氏に命 じる	9・ 幕府の命じた貯蔵米を三支藩議して 本藩に備えを依頼する
一七五四	四	2・22 島津重年木曾川改修工事に着手する 3・13 久留米藩内に百姓一揆起る	1・18 蓮池藩大坂回米船の船頭玄海におい て遭難と称し米八百俵を盗みとる 11・25 前藩主鍋島宗茂没(69才)
一七五五	五	2・ 安藤昌益「自然真営道」できる ○ 木曾川治水工事完成	1・13 14 鍋島宗茂四十九日の法事を江戸麻 布賢崇寺で執行 9・9 重茂佐賀城北の丸で兄弟ともも浮立 を見物する

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七五六	六	2・7 幕府全国の人口を調査する 5・21 幕府大岡忠光を側用人とする 6・ 米価騰貴のため米商に買い占めを禁 じる ○ 阿波徳島藩・農民、藍万産物会所の 専売反対の一揆をおこす	3・26 佐賀藩鍋島の家紋を杏葉と称すると 幕府に答える 4・13 幕府蓮池藩主鍋島直興に江戸神田橋 門衛を命じる 6・28 佐賀城三の丸普請完成する 7・ 願正寺また藩庁に破損した鐘樓と腐 れた撞棒釣縄のとりかえを乞う 11・23 江戸火災・佐賀藩の菩提寺賢崇寺焼 失する 12・ 蓮池藩五人組の連座制を定める
一七五七	七	1・ 竹内式部神儒の書を公家に講じて京 都所司代に糺明される	5・29 蓮池藩主鍋島直興没(26才) 6・3 直寛蓮池藩家督相続 9・13 鍋島重茂参勤のため発駕
一七五八	八	7・23 竹内式部拘禁される 9・3 幕府田沼意次を大名格とする	6・25 江戸吉祥寺肥前寮大破、宗教修覆料 銀二〇枚を下す
一七五九	九	2・ 幕府西国郡代を創設する	2・4 鍋島宗茂佐賀城二の丸に出で寛元事 記・鳥ノ子帳を一覧す
一七六〇	一〇	7・ 賀茂真淵「万葉考」できる	11・26 佐賀藩主鍋島宗教隠居、嫡子重茂家 督を相続する
一七六一	一一	5・ 幕府諸大名に領内蓄穀を命じる 6・12 徳川家重没(51才)	1・19 佐賀城下高木町より出火新堀端呉服 町・元町・中町・魚町・八百屋町・ 夕日町・中小路すべて三三二軒焼失

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七六二	宝暦二	幕府諸大名に用米を命じる	9・22 佐賀藩参勤費不足のため進上銀・御用銀を提出さす
一七六三	一三	幕府諸国の銅山を検査する 幕府御家人の異風俗の取り締りを命じる	11・23 願正寺に社方に鐘楼再興のため万人講開催を願う、この夏旱害 3・14 佐賀藩銀札の再度通用を命じる 4・7 鹿島藩主鍋島直郷隠居、養子直熙(治茂)家督を相続する
一七六四	明和元	幕府江戸神田に朝鮮人参座を設置する 閏12・24幕府人参座の人参を諸国に下売する	4・25 佐賀藩旅人宿熊五郎に諫早栄昌宿での万人講を許す 2・6 佐賀藩領内の真宗寺院に門徒より願正寺に納入すべき開山番料と引きかえに宗門書を交付すべきを命じる
一七六五	二	幕府大坂で米切手通用を命じる 五匁銀を発行丁銀・豆板銀を鑄造する	4・18 鹿島藩主江戸神田橋御番を命じられる 5・23 幕府蓮池藩主鍋島直寛に神田橋門衛を命じる
一七六六	三	長崎銅会所を廃止、銅座を設け、荒銅の協売買を禁じる	9・16 銀札通用せず、札方請元具服町野口太左衛門・中町堤伊右衛門など打ちこわしにあう 4・23 幕府蓮池藩主鍋島直寛に神田橋門衛を命じる

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七六七	四	幕府田沼意次を側用人とする 幕府藤井石門・山県大式を死刑にし、竹内式部を八丈島に流す	6・2 鍋島直茂(日峯)一五〇年忌法事を高伝寺で執行す 9・23 蓮池藩菩提寺宗眼寺を新築始まる
一七六八	五	幕府全国の人口を調査する 幕府長崎に真鍮座を設ける 幕府朝鮮の請により三年を限り銅二〇万斤の輸出を許可する	2・10 深堀領協津で二七戸火災 3・1 蓮池藩菩提寺宗眼寺竣工 8・29 願正寺鐘撞堂棟上げ行わるこの年肥前各地で旱害
一七六九	六	幕府諸国農民の徒党・強訴の取り締りを命じる 青木昆陽・賀茂真淵没する	6・1 鍋島治茂本藩主に代り長崎警備につく 8・1 大雨洪水・鹿島領田島水下砂下になる
一七七〇	七	幕府諸国農村に高札をたて徒党・強訴・逃散を企図するものを告訴せしめる 幕府水油高騰のためその買いしめを禁じる	6・10 佐賀藩主鍋島重茂没(38才) 7・5 治茂本藩を相続する 8・ 佐賀藩臨時費多額につき、家中に御馳走米を徴収する
一七七二	八	幕府遠国赴任のほか、拝借銀を認めず 唐津虹の松原一揆起る(二五〇〇〇人の農民集る) 肥後国天草に一揆起る	10・5 鹿島藩主鍋島直郷没する 1・15 佐賀藩銀札一五年間の通用願を幕府に提出 7・20 鹿島藩主直宜勝手向差し支え、本藩三〇〇両合力する 8・7 有田皿山陶器細工人の他領へ赴くこ

西暦	年号	国内事項	県・市内事項
一七七二	安永元	12・15 飛弾国に年貢米江戸回送反対の騒動起る 2・29 江戸目黒行人坂大火 4・9 幕府内藤新宿を再興し、甲州街道を宿駅とする 6・7 幕府防火のため瓦葺を厳命する 8・2 東海道・奥羽地方大風洪水・江戸被害甚大 9・7 幕府南鐙二朱判を発行する 10・16 幕府女院御料一〇〇〇石を増加する	11・ 佐賀藩雑務目付・役内下目付を廃する ○ 越中富山反魂丹売りのほか旅人の丸散薬振売りを禁止する 1・14 鬼丸聖堂式日講釈実松林左衛門ほか二名定まる 2・29 江戸目黒より出火、桜田・溜池佐賀藩両屋敷焼失 4・23 鍋島治茂施政方針を発表す(鳥ノ子帳の遵守・道義の昂揚) 5・26 藩祖直茂の霊を城下松原小路にまつり日峯社(松原社)と称する 11・21 諸郷に村横目をおき庄屋・村役を監視させる 11・ 佐賀藩江戸・京・大坂の借銀莫大につき、旧借銀の返済を断わる 1・ 佐賀藩、倒百姓増加のため旅日傭の領内滞在を許可し、余田を切米取りに渡し耕作させる 7・27 運池藩主鍋島振津守直寛没す 8・2 佐賀藩諸町へ介抱米二〇〇石をだす
一七七三	二	4・ 幕府物価引下げを令示する 6・19 伊勢・尾張などの諸国大風雨洪水 11・18 飛弾国に百姓一揆起る ○ 会津藩金納郷士制を開始する	

西暦	年号	国内事項	県・市内事項
一七七四	三	1・19 幕府虚無僧取り締りを命じる 6・13 京都・大坂大風雨洪水 8・ 杉田玄白ら「解体新書」できる 9・14 幕府貯穀を諸大名に命じる	8・12 佐賀藩鳥ノ子帳調子方を廃止する 9・ 遊行上人佐賀に來り願正寺に逗留する 2・2 小城藩主鍋島直愈有栖川宮織仁親王の御馳走役を命じられる 4・12 佐賀藩蔵方行き詰り、寺社の万人講をやめ、新に御用達商人を講元として運上金を徴する 8・ 皿山釜焼辻喜兵次禁裏御用を勤めるにつき常陸大掾の官名をうく
一七七五	四	4・13 幕府諸大名の参勤従者の数を制定する 5・24 幕府、東海・中山・信濃・佐屋などの宿駅の人馬賃銀の増加を許可する 9・8 加賀千代没する 閏12・26 幕府西国筋大名に山崎路の通行を禁じる	1・15 佐賀藩伊万里瀬戸村黒崎・七浦村西葉浦・諫早永田村の干潟の築立を命じる 2・ 薪払底し高値につき今宿町孫六に石炭問屋を許可する 5・3 佐賀藩熊本藩にならい俵銭を増加する 9・29 佐賀藩行政整理と職制改革を実施する
一七七六	五	3・13 幕府府内往來の際の諸大名の従者の数を制限する 5・22 幕府西国筋大名の山崎路通行を再び禁止する 12・19 幕府旗本の子弟の諸芸勉勵の者をあ	3・10 白石秀郷秀村田用水水なく新水道掘立てを願ひ許可する 3・ 佐賀藩万端省略につき当秋参勤御供の家老を省略することとする 5・24 大雨洪水で佐賀藩領の汐土居・井樋

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七七七	安永 六	○ げ定給を給する 平賀源内エレキテルを完成する 幕府富突福引などを禁止する 幕府農民が濫りに江戸に奉公にでることを禁止する 幕府西国三三か国の秤を検査する 摂津・河内・和泉の三か国の農民繰綿延会所に反対する	○ の被害甚大 当秋御馳走米の部高を減じ、五〇石以下を半部減少とする 鍋島治茂中院通枝の娘当姫と結婚する 佐賀藩安永四年から禁止していた社寺詣のうち、伊勢参宮だけ許可する 去秋損毛、米価高騰につき、当正月よりの人別銀を免除する 大坂上米不足し、下国料調え難きにつき家中に献金を命じる 大風雨により田畠、川土居、汐土居被害をうく 佐賀藩米繰り整わざるにつき、当秋切米二部を減じ、残りは来年支給とする 神埼町出火二〇世帯被災、怪我人二人、6、7大風雨洪水で田畑損毛甚大三割の減収 有田皿山大庄屋小島三郎兵衛奈良に赴き墨製造をならい皿山焼物釜の煤煙で墨をつくり売る
一七七八	七	幕府海鼠・干鮑製造を奨励する 幕府盲人の高利貸を禁じる	3・22 8・

一七七九	八	幕府二朱銀貨のみを用い小判を蔵匿するを禁じる 鹿児島桜島噴火 鹿保己一「群書類従」の編纂に着手する ○ 鹿児島藩主島津重豪天文台を築く	1・30 10・1 12・ 伊万里川に土砂堆積し、入船少く市中衰微につき、地船より貫銭、釜焼より倭銭を徴収する 佐賀藩人別銀を徴収し、これを備銀として米簀を發行する 佐賀藩市中屋敷売買のものより代銀高の三割を納付さす
一七八〇	九	幕府道中宿駅の人馬の勝手な徴発を禁止する 幕府大坂に鉄座・真鍮座を設置する	6・10 8・28 佐賀藩勝手不如意のため徳川一門への付け届けを辞退す 佐賀藩旅芸人の芝居と華美を禁止する 佐賀藩御切米渡し年賦諸役米の滞り前の支給を打ち切る 先月中旬以来早ばつにつき雨乞い願を徳善社で執行 小城藩主鍋島直愈神田御門番を命ぜらる 佐賀藩実松元吉ら合力銀を下付され他国に留学する 佐賀城下松原小路に藩校「弘道館」を建設する
一七八一	天明 元	鹿児島島の桜島噴火 幕府老中田沼意次に一万石を増増する 幕府農民の徒党強訴の取締りを命じる 幕府鉄の販売方規を制定する	3・18 7・15 8・21 12・27 6・25 9・5 9・18 12・
一七八二	二	幕府長崎の竜腦座を廃止する 幕府明ばん会所を増設する	7・20 8・30 7・6 弘道館東長屋手習所完成、蒙養社と名づける

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七八三	天明 三	11・15 幕府朱の売買を禁止する 7・7 浅間山噴火、死者二万人 9・9 司馬江漢銅板面製作に成功する 11・9 幕府農民の徒党一揆の取り締りを全国に命じる 12・16 幕府七年間の儉約を命じる	○ 福岡藩主病氣のため参勤を延期し長崎防備にあたる 3・25 佐賀藩国産薬種問屋伊東利三郎に一手売りさばきを命じる 11・16 佐賀領内宿駅人馬賃銀安く、宿筋困窮につき本馬一疋一里につき二四文を四〇文とする 12・10 佐賀藩殖産興業のため六府方を設ける 12・ 佐賀藩熊本細川藩にない徒罪方を設置する 4・5 肥前地方疫病流行死者夥し、郡方付役・郡代を遣し、病人の世話、粥米の支給をなす 8・1 大風雨で田島、川土居、潮土居破損甚大 9・6 蓮池藩藩校成章館創立される 11・29 老中田沼意次の希望で肥前国名品を献上する 12・2 佐賀藩百姓の年貢以外の諸経費を減らすため役人の郷村出張回数を減じる
一七八四	四	2・ 福岡藩、藩校修猷館・甘棠館を設立する 3・24 佐野政言江戸城中で若年寄田沼意知を刃傷する 4・23 幕府貯米売り払い令および農民徒党禁止令をだす 7・24 長崎大火 11・7 幕府江戸両替商の数を六四三株に制定する ○ この年奥羽飢饉	

一七八五	五	1・22 幕府凶荒変備の耕植法を教える 6・ 幕府開米および米の買い占めを禁じる 7・ 旗本藤枝外記、吉原遊女綾衣と心中する 10・10 幕府勘定方に印旛沼開墾の監督を命じる 10・26 熊本藩主細川重賢没する（68才） ○ この年奥羽飢饉 ○ この夏、林子平の「三国通覧図説」刊行さる	1・15 新搦御築き立てについて願正寺一派のものの加勢を願い、藩庁より許可さる 1・25 去秋より米値段引き下げのところ酒値段高値につき、値を下げるよう藩より通達する 2・20 佐賀藩領蛸売り手なく石灰調合方に差し支えるにつき蛸売り旅出しを禁止する 3・23 弘道館稽古人増加につき遺料一五〇石を二二〇石に当秋より増す 6・10 徒罪人増え、従来の用水場で米洗いその他不足につき、徒罪方屋敷北に新水道を掘り立てる 6・23 佐賀城下通行の旅人、会所南堀端通行につき会所裏門前東方に番宅をたてる 9・16 近年旅盗人ども所々徘徊、佐賀城下そのほかを横行するにつき廻方穢多を五人より一五人に増す 12・29 佐賀藩郷村商人多く、華美の風俗流行につき塩・明松・鯛・蟹漬のほかの行商を禁止する 2・12 佐賀藩の諸郷近年荒子少なく百姓難
一七八六	六	1・22 江戸大火・湯島聖堂焼失	

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七八七	天明 七	2・23 幕府勘定所役人下総手賀沼開墾地を巡視する 5・ 大坂・堺・奈良・伏見で窮民蜂起する 7・ 関東・陸奥大雨、洪水江戸ことに甚し 8・24 幕府印旛沼・手賀沼の開墾を中止する 8・27 幕府田沼意次を罷免する 2・17 土佐藩農民紙専売に反対して逃散する 2・ 幕府全国の戸籍人口・宗門を調査する 5・ 米価騰貴により大坂・江戸に飢民蜂起する 6・2 幕府米の買い占めを厳禁する 6・ 肥後・筑前両国に一揆起る 8・4 幕府大名旗本らに三年間の儉約を令示する	儀につき旅日新(料)の備い入れを許可する 6・18 佐賀藩蔵米運送船難破の場合、浦人のもらう干米を濡米と同様処とする 7・ 嬉野郷大野原の領境をめぐる大村藩との間に紛争おこる 7・24 佐賀城堀浅くなったために北堀端より堀深えを行う 8・28 佐賀領内人別帳提出 10・14 佐賀城下運送駄賃公定賃銀を定める 1・23 佐賀藩石井樋より新庄、嘉瀬大橋までの川土居に植林する 4・4 宗智寺去春出火の際日峯(直茂)の画像焼失につき松原社の御影を写す 7・晦 二の丸表門建て替え構門にするため当分仮御門とする 8・3 佐賀城下長瀬町明家多く見苦しいため、鹿子村の鍛冶一四人を移住させる 9・ 弘道館創建より数年におよぶも学生の詩文未熟・勉勵するもの童子のみにつき古賀精里に出精を命じる

一七八八	八	一七八九	寛政 元
1・30 京都大火・皇居・二条城炎上	12・10 佐賀城下盜賊多いために夜回りを強化する	1・ 幕府物価低減を諭告する	1・ 幕府物価低減を諭告する
3・4 幕府松平定信を將軍補佐とする	1・29 去る子年よりの七か年間の儉約令をさらに五か年延長する	9・16 幕府旗本御家人の負債の棄損令を発する	9・16 幕府旗本御家人の負債の棄損令を発する
4・29 幕府二朱判の鑄造を停止し、丁銀を新鑄する	2・1 京都烏丸鍋島屋敷類焼	9・17 幕府儉約令を出し、万石以上の開米の令をだす	9・17 幕府儉約令を出し、万石以上の開米の令をだす
12・11 幕府長崎奉行に命じ抜荷を禁止する	6・ 佐賀城下諸路免地屋敷家中住居すべきところ侍名前で町人住居するもの多し		
○ この年会津松平容頌藩校日新館を創設する	7・21 佐賀藩諸富津客屋四軒に旅女の滞在を許可する		
	8・18 佐賀城下中町出火		
	8・24 佐賀城下高木町出火		
	9・22 佐賀藩諸色高直につき職人の賃銀を増す		
	11・21 佐賀城下市中出火多きにつき徳善社・八幡社・八天社に火災転除の祈禱する		
	12・23 大坂銀主蔵元河内屋九兵衛に十五人扶持を給す		
		5・5 弘道館の馬賣馬場を設置し、蒙養社を改築する	5・5 弘道館の馬賣馬場を設置し、蒙養社を改築する
		6・10 巡見上使小笠原主膳ら四月より肥前国内を回り佐賀城下に止宿する	6・10 巡見上使小笠原主膳ら四月より肥前国内を回り佐賀城下に止宿する

西 暦 年 号 国 内 事 項 県 ・ 市 内 事 項

一七九〇	寛政 二	2・15	幕府再び物価の引き下げを諭告する 幕府オランダ人の江戸参府を五年に 一参とする	4・14	呉服町札馬持卯左衛門立飼の馬老馬 となり公役勤め難きにより拝借銀を 乞う
5・24	幕府朱子学の振興をはかり、異学を 禁止する	4・26	佐賀城二の丸御門櫓門に改築さる、 鯨は従来のもを用う		
6・27	幕府諸大名に開米を命じる	4・26	石火矢糴古用に谷口弥右エ門百目御 抱筒の献上を命じられる		
1・1	幕府銭湯の男女混浴を禁止する	7・1	佐賀藩旅商人の小路市中に入り込み 諸色直売りを禁止する		
4・	幕府江戸の町法を改正し七分金積立 の制を定める	3・12	牛津宿出火一五四軒焼く		
10・9	江戸大火	5・24	幕府蓮池藩主鍋島直温、東海道なら び甲州川御普請を命じる		
○	古賀精里湯島聖堂で経学を講義する	6・7	大風雨洪水鎮中破損箇所多し		
5・16	林子平禁錮を命じられる	10・17	佐賀城下白山町客屋惣兵衛・弥兵衛 に呉服類卸問屋を許可する		
7・	幕府砲術練習所を武州徳丸カ原に設 置する	2・16	佐賀城下判屋中元寺新左衛門老年に および眼力衰えたるにつき倅三右衛 門を金銀座の吹立教授をうけるため 上京させる		
9・3	ロシア使節アダム・ラックスマン根 室にきて通商を求める	3・1	雲仙眉岳爆発、地震津波あり、神代 ・諫早領の被害甚大		
10・4	幕府尊号不可を答える				
12・4	松平定信房総諸国の巡視を行う	5・3	佐賀城下本庄町松左衛門炭商売のた		

一七九三	五	1・17 幕府沿海諸藩に警備を嚴重にするこ とを命じる	2・ 佐賀藩儉約をさらに強化するように 命じる	10・8 当春以来米価高直につき呉服町中元 寺新左衛門、白山町香月新兵衛米銭 を貧窮者にほどこす	め江湖端に水揚所を拵え小屋を建て ることを願いでる
10・25	江戸大火	9・23 佐賀城北堀端東より石堀（石垣）を 築き立てを初める	1・10 江戸鍋島桜田屋敷類焼	7・19 佐賀城下下今宿町御蔵番を足軽より 侍に変更する	
1・10	江戸大火	8・1 佐賀城下白山町当春以来疫病流行に つき、日峯社、白山八幡宮に転除の 祈禱を行う	閏11・11 大槻玄沢らオランダ正月の宴を催す	1・9 佐賀城下唐人町出火、鏡円寺より南 側全焼	
6・10	新井成美、祖白石の西洋紀聞を幕府 に献じる	8・18 佐賀城本丸最近手男遣方減少により 掃除行き届かず、天守台まで草莽生 い上る	5・29 ロシア人日本船の貨物を蝦夷地で収 奪する	9・8 与賀下郷高太郎の田地近年水廻り不 順、百姓難儀につき新水道の掘かえ を許可する	
7・17	本居宣長の「玉勝間」刊行さる	11・ 京都吉田神社日峯社に大明神号を授	6・ 円山応挙没する（63才）		
○	橋南谿の「東遊記」「西遊記」刊行 さる				
一七九五	七				
一七九四	六				

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一七九六	寛政 八	3・1 幕府諸役に節減倂約の意見書提出を命じる 5・ 幕府天文方に「蕃書和解御用」の局を設ける 6・4 松前奉行支配調役奈佐政長ロシア艦長でゴローニンら八名を逮捕する 12・12 幕府、翌年より五年間の倂約を布令する	12・19 与する 佐賀藩長崎御番所備付石火矢鑄立のため大坂銅座より銅三五三〇斤購入 1・23 嘉瀬町法勝寺檀家少なく堂舎破壊に及ぶにつき、修築のため五年間の芝居興行を許可される 4・16 佐賀領大雨流家一六、倒家五九、その他被害大 6・19 小城藩主鍋島直知、濃州・勢州・東海道普請を命じられる 10・2 蓮池藩勝手方差し支え、本藩に御支配格を願ひ許可される 11・14 佐賀藩重罪のもののみ徒罪を科し、ゆすり、横取りなどの輕罪者は晒、叩刑に改める
一七九七	九	閏7・ 幕府外国船漂着のときの処置を諸大名に告示する 10・22 江戸大火 11・21 幕府諸大名に代官所より請求あれば出兵すべきを命じる 11・ ロシア人択捉島に上陸する	2・23 佐賀藩徒罪者取調中のものの留置用の籠屋を新しく建てる 5・22 佐賀藩六府方神社仏閣の山林を住職が勝手に伐採するを禁じる 8・1 佐賀藩、宗門改めに用いる真覺寺の座敷本堂大破したるため修覆用の拝

一七九八	一〇	6・ 美作国竜野領の農民江戸に越訴する 12・14 幕府諸藩に濫りに米札を発行すること禁じる ○ ○ この年幕府諸国の人口を調査する ○ 近藤重蔵択捉島に大日本恵土呂布の標柱をたてる	6・4 日峯社石の鳥井立つ 8・20 佐賀藩町方手許役・徒罪方の職員数を減じ、弘道館の遺料も一九八石よりもとの一五〇石に減じる 10・24 鹿島藩勝手向差し支えにつき去秋以来、同藩家老より本藩の支配格を願ひ許可する 12・20 佐賀城下八幡小路もとの使者屋あとに町方役所建つ
一七九九	一一	1・16 幕府松前藩から東蝦夷地をとりあげ直轄地にする 3・17 幕府近藤重蔵を蝦夷地に派遣する 6・14 幕府江戸・関八州の石灰製造の制限を解除する 8・ 彦根藩藩校稽古館設立さる ○ 「寛政重修諸家譜」の編纂始まる	9・26 借銀をだす 佐賀藩佐賀城下一里四方弘の境界を定める 1・14 幕府より一旦中止した札(藩札)遣いはできない旨を達す 8・13 当夏無類の早ばつ、雨乞いのため諸社祈禱 9・23 佐賀藩願正寺開山番料納入手うすくなり、寺務相続相成り難きにつき、末寺中檀那より毎人別帳に副えて取り立てを命じる 12・6 佐賀城下町方役所建て方につき役内の手数改革さる ○ 佐賀城下大財聖堂依仁亭、近年他国

西暦	年号	国内事項	県・市内事項
一八〇〇	寛政一二	昌平坂学問所落成する 伊能忠敬幕府に請うて蝦夷地の測量をする 幕府南鐔二朱判の鑄造を再開する 幕府女人の富士登山を許可する	よりの遊学者なく稽古人も絶える 長崎奉行近年御城下止宿につき佐賀城下呉服町野口恵助屋敷を買い上げ本陣とする 郷内仕与につき三根・養父・上佐賀・新庄郷鍋島、横辺田両郷試みのため在住代官を配置する 小城藩勝手累年差し支え一手の取りあつかいにて相続相成り難きについて本藩御支配格仰せつけらる
一八〇一	享和元	幕府伊能忠敬に伊豆・相模・武蔵・下総・上総諸国の測量を命じる 幕府百姓町人が濫りに名字帯刀すること禁じる	佐賀藩外科医の養成に力をそそぎ、長崎の医師植林榮哲を召しかかえる 唐津藩藩校経道館建つ
一八〇二	二	江戸大火 諸国洪水江戸最も甚しい この春十返舎一九「東海道中膝栗毛」刊行さる	オランダ人佐賀領内通行の際、多勢駕籠脇に集らないように指示する 蓮池藩主鍋島直温、東海道筋川御普請手伝いを命じられる 佐賀米（肥前米）建米となる
一八〇三	三	幕府麻疹流行により窮民救助を町会所に令示する	佐賀城下多布施町出火、三〇軒焼失

一八〇四	文化元	ロシア船宗谷海峡に来る 幕府朝鮮聘使を対馬で受けとることにする 幕府津軽・南部両藩に蝦夷地警備を命じる	佐賀藩五千貫の臨時物入り打ち重り三九〇〇貫余の不足につき当秋の御馳走米も従来通りとする 佐賀藩徒罪方、片田江小路のほか鍋島村にも仮小屋をたて徒罪人に砂下田島の砂除去にあたらせる 佐賀城下多久屋敷残らず焼失 鹿島館毎度水害にあい防ぐ方法がないため高津原に住居を移すことを許可さる 佐賀藩大坂堂島屋敷を買収し、陶器蔵に用う
一八〇五	二	アメリカ船長崎に来り通商を請うも幕府許さず イギリス船長崎に入港する 幕府酒造制限令を解除する 伊豆大島噴火 江戸湯屋開業自由となる	佐賀領内四〇か所に両替所を設け旅人のための引替実施する 佐賀領内麻疹患者多く御施薬方郷医と治療を相談する 佐賀藩極貧者に施薬する 蓮池藩勝手向差支え相続相成り難く、去年通り本藩の支配となる 早ばつにつき徳善社に降雨を祈願する 佐賀藩主鍋島治茂佐賀城二の丸で没（61才）

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八〇六	文化 三	3・7 幕府ロシア使節レザノフの通商要求を拒絶する 9・ 幕府大名に一万石に一〇〇〇俵ずつの回米を令する	5・11 諸富村出火、人家一〇二軒・堂社二所、土蔵二所焼失 5・20 治茂世子齊直家督相続 6・ 佐賀藩在住代官の人数を減じ、頭検査役をおく 7・29 鹿島藩表屋敷地形低く、洪水で居住困難のため高津原にうつる
一八〇七	四	2・22 幕府西蝦夷地を収公する 2・25 ロシア船沢田島を侵す 5・21 ロシア人樺太太泊を再侵する 10・24 幕府箱館奉行を廃し松前奉行を設置する	10・13 佐賀藩鉛・煙硝・硫黄・火繩・櫛・木綿・牛皮などの他領持出しを禁じる ○ 佐賀藩藩吏選挙法をつくる
一八〇八	五	1・ 幕府仙台・会津両藩に東西蝦夷地の警備を命じる 4・13 間宮林蔵樺太探検のため宗谷を出発する	6・ 佐賀藩城下市中において蝶打ちと称する賭の勝負を禁じる 7・ 去秋作方損毛につき大津留を命じる 8・15 イギリス軍艦フェートン号長崎侵入、

一八〇九	六	1・1 江戸大火 1・ 幕府烽火台を松前・津軽沿岸に設置する ○ この年より文化一四年までオランダ船の長崎入港中絶する ○ 幕府江戸伊勢町に米会所を設ける	1・ 長崎奉行自殺する 9・ 長崎両番所に張切船を設く、防備失態につき関係の佐賀藩士処罰さる 10・26 佐賀藩米管方納めの自分封の米管に似せあるときは代銀納を命じる 11・9 佐賀藩主鍋島齊直通塞を命じられる 1・ 長崎奉行砲台増築について佐賀・福岡両藩協議し、5月以後佐賀藩より大筒一〇挺提出することにする 3・ 佐賀藩、向五年間諸役を併合し経費節減を命じる 10・21 佐賀藩大坂上米の米俵の俵拵えをよくするように命じる 11・20 佐賀藩柳川領内の千人講に領民の赴くことを禁じる
一八一〇	七	2・ 和泉国四郡の農民繰綿問屋一三軒買占め独占に反対する 10・ 幕府豊作につき困窮を命じる	4・ 佐賀藩御牧方・六府方を相統方に併合する 8・25 佐賀藩領民に一か年一人定銀四匁の人別銀をかく 9・15 佐賀藩財政難のため去秋通りの御馳走米のほか親類はじめ家中より正銀一五〇貫目の献銀を徴収する 2・ 佐賀藩旅出禁止の硫黄・樟脳・火繩綿・
一八一一	八	3・ 幕府朝鮮来聘を対馬で行うことにす	

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八二二	文化 九	5・幕府の蕃書和解御用、シヨメル百科事典を翻訳を始める。(厚生新編) 7・幕府ロシア人ゴロニンらを箱館に拘禁する 12・幕府五年間の倭約令をだす	3・木綿・苧馬皮などの移出を許可する 朝鮮使節来聘、草場嵯助・古賀精里応対する 8・佐賀藩久留米藩の漁民藩界の漁域を争う 8・9大坂上米の米俵、百姓倭拵を整え洩米しないように命じる
一八二三	一〇	8・ロシア船、高田屋嘉兵衛をクナシリ島近くの海上に捕える 11・幕府古銅を買いとり真鍮に吹き直すことを禁じる 12・寛政重修諸家譜できる	7・佐賀藩経費節減のため藩士の役米そのほか一割引にする 9・佐賀藩倭約令をだし、藩中の宴飲を禁止する 9・19伊能忠敬の幕府測量隊佐賀城下を測量する
		7・幕府大坂町人に御用金一〇〇万両を課徴する 幕府諸国に田米を命じる ○ 広瀬淡窓私塾「咸宜園」を豊後国日田に開く	1・佐賀藩・久留米藩民の漁場争い再びおこる 9・運池藩大坂飾屋長兵衛への負債一五〇〇〇貫目の支払を無利子三六年賦とする 9・佐賀藩親類家中に御馳走米正銀一五〇貫献金を命じる 11・佐賀藩佐賀郡河上神社の勧化講を禁止する

一八二四	一一	9・23	イギリス船長崎に入港する この夏諸国大早ばつ ○ 「南総里見八犬伝」第一輯刊行さる	3・	佐賀藩幕府の許可をうけ田米を売り出す
一八二五	一二	4・	杉田玄白「蘭学事始」できる	4・19	幕府運池藩主鍋島直温に神田橋門衛を命じる
一八二六	一三	9・	イギリス船浦賀に渡来する	6・16	佐賀領内早ばつ、鍋島斉直金立社に参詣
一八二七	一四	2・16	幕府諸国の人口を調査する	12・7	鍋島直正(斉正)江戸桜田屋敷で誕生する
一八二八	文政 元	9・	イギリス船浦賀に来航する	○	この年銀価騰貴し一匁一四〇匁となる
		9・	唐津藩主水野忠邦浜松へ転封、厳木・大川野・平原一万石を幕府に献じる	10・14	佐賀藩家中に一〇か年間定銀一五〇貫献金を命じる
		4・29	幕府諸役所に三年間の経費節約を命	12・	幕府御用粗高二九九五石佐賀に届く
				7・	佐賀藩久留米藩との境界紛争解決せず、幕府に訴訟する
				4・	運池藩主鍋島直温隠居する
				5・	古賀精里江戸で没する(68才)
				9・7	佐賀藩領中一統に人別銀定銀四匁ずつを納付すべきを命じる
				11・22	佐賀藩財政差し支え拜借銀返済期日迫ったため親類家老以下に段取りを以て増献金を命じる
				8・	佐賀領早ばつ

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八一九	文政 二	5・13 イギリス人ゴルドン浦賀に來り貿易を求める 1・25 幕府浦賀奉行一員を増員し二名とする 閏4・20 幕府京都・江戸・大坂・伏見四か所の真鍮専売制を解除する	11・15 佐賀城下八戸町火事 ○ 頼山陽佐賀を訪れる 4・ 幕府役人を派遣佐賀・久留米藩境を檢分する 8・ 江戸松田鍋島屋敷類焼する 11・19 佐賀藩領内に一人前米廿二升ずつの人別銀をとる 12・ 久留米藩との藩境争い示談で落着する
一八二〇	三	4・ 幕府米市場での不正取引を禁止する 6・28 幕府新文字銀を鑄造する ○ 山片蟠桃「夢の代」刊行	1・7 佐賀城下精町火事 4・ 佐賀藩主斉直無礼講を催して重臣の融和につとめる 4・ 古賀穀堂世子直正の侍講となる ○ この年領内に天然痘流行
一八二二	四	1・29 幕府大坂蔵屋敷の空米切手を禁じる 11・27 幕府真鍮四文錢を鑄造する 12・20 霧島山噴火	4・ 佐賀藩大坂借銀方破綻し、三〇〇〇両の調達に苦心する 10・27 佐賀藩家中年來困窮の故を以て文化五年以來の献米を猶予する、佐賀城下道祖元町火事、一三軒焼失 5・ 佐賀藩米管不景気につき米管四〇万石を買いあげ新米管一〇万石を発行
一八二三	五	2・16 幕府全国の人口を調査する 9・ 西日本にコレラ流行する	

一八二三	六	2・20 幕府二朱銀改鑄を令示する 7・6 シーボルト、長崎着任 8・14 江戸大風津波、被害甚大 8・ 幕府さらに五年間の倭約令をだす	8・20 佐賀城下材木町火事、九〇軒ほど焼失 12・ 佐賀藩領内に一人前定銀三匁ずつの人別銀を徴する 3・ 佐賀藩鍋島十左衛門以下重臣辭職する 4・ 江戸佐賀藩邸内に学問所明善堂を建てる 8・25 佐賀城下材木町火事、六〇軒焼失 1・ 小城藩主鍋島直堯奏役を命じられる ○ 小城藩領中に人別銀をかける、一人前札八升 12・ 佐賀藩領中に人別銀をかく、一人前一斗二升 ○ 此秋佐賀藩領内に馬の病氣流行し、死馬多し 8・ 佐賀藩内廷の破綻暴露し、有田権之允・納富十右衛門切腹を命じられる 10・27 嘉瀬の橋に八人の御仕置有り、礫一人、打首七人 11・27 鍋島直正十一代將軍家斉の娘盛姫と結婚する
一八二四	七	1・28 イギリス捕鯨船船員常陸国大津浜に上陸する 2・6 幕府南鐙二朱判を改鑄する ○ シーボルト長崎鳴滝塾を開く	
一八二五	八	2・18 幕府沿海諸大名に異国船打払い令を頒布する 5・16 イギリス船陸奥沖に渡來する 7・ 「東海道四谷怪談」江戸中村座で初演さる	

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八二六	文政 九	3・25 シーボルトオランダ商館長の江戸参府に随行する 幕府無宿者百姓町人らの長脇差携帯を禁じる	3・佐賀藩の米穀銀札不利となり、人心不穩につき非常措置として現銀を以て買い上げる 7月にかけて馬の病氣流行、数百頭死ぬ 米豊作、米価下る
一八二七	一〇	3・幕府倭約令をだす 5・21 頼山陽日本外史を松平定信に呈する 11・19 小林一茶没する(69才)	3・ ○
一八二八	一一	2・幕府諸国に戸口簿の提出を命じる 12・18 シーボルト事件(シーボルト出島に幽閉され高橋景保ら関係者を投獄す)	9・8 小城正徳町火事一〇軒余焼失 1・1 佐賀諸富大火、七〇軒余焼失 8・9 肥前領内大暴風雨(子の年大風) 倒家人馬横死多く、諸方火事、有田皿山一〇〇余軒焼失
一八二九	一二	1・「修紫田舎源氏」刊行さる 6・24 幕府南嶺一朱判を新鑄する 9・25 幕府シーボルトに帰国を命じ、再入国を禁止する	10・伊東玄朴、高橋景保の獄に連累し、幕府に訊問をうける 7・27 蓮池藩主鍋島直與本藩主に代って大砲演習視察 9・鍋島齊直病氣、幕府典医土生長元佐賀に来て診察する 12・佐賀藩献金を命じ、人別銀をかく

一八三〇	天保 元	一八三二	一八三三
3・26	シーボルト事件 伊勢御蔭参り流行 新潟の農民蜂起	3・19 幕府、庶民の厚葬を禁止 十返舎一九没(67才) 幕府、全国総石高を調査	2・19 鼠小僧次郎吉処刑(36才) 徳川斉昭、家臣に海防を研究させる 幕府、小石川養生所を改革 頼山陽没(53才) 幕府、二朱金新鑄通用を令する
2・7	鍋島直正、佐賀藩主となる(17才)	2・14	島津重豪没(81才)
6・27	直正、長崎巡視、蘭船を見学する	3・14	関東大暴風雨
7・2	大風雨で水害あり	6・14	米価騰貴し、江戸で打ちこわし
12・4	佐賀藩江戸その他の諸家へ向五か年間交際贈答の廃止を報じる	9・14	幕府、囲米を禁止
1・14	雷雨、城内須古屋敷に落雷大火あり	12・14	幕府、五年間の倭約令出す
3・14	早津江に大火あり	○	
6・14	古賀穀堂「済急封事」を差出す	2・17	高寺(龍造寺) 観音様御年祭(二百三十五年祭) のため城下白山町を中心に賑う
9・14	直正弘道館にのぞみ文武の道を奨励する	6・20	大旱魃のため町方一八町の雨乞浮立さかん
○	この年、豊作のため米価下る	6・20	城中諸役の五年間の倭約令をだす
2・17	高寺(龍造寺) 観音様御年祭(二百三十五年祭) のため城下白山町を中心に賑う	10・20	弘道館の経費を一七〇石に増加
6・27	直正、長崎巡視、蘭船を見学する	2・19	直正砲術訓練を奨励、巡視する
7・2	大風雨で水害あり	3・26	久保田御三天神様二百五十年祭
12・4	佐賀藩江戸その他の諸家へ向五か年間交際贈答の廃止を報じる	4・26	直正、万部島に法華経一万部修行、塔を建てる
1・14	雷雨、城内須古屋敷に落雷大火あり	6・11	佐賀藩、財政再建七か年計画をたて
3・14	早津江に大火あり		
6・14	古賀穀堂「済急封事」を差出す		
9・14	直正弘道館にのぞみ文武の道を奨励する		
○	この年、豊作のため米価下る		
2・17	高寺(龍造寺) 観音様御年祭(二百三十五年祭) のため城下白山町を中心に賑う		
6・20	大旱魃のため町方一八町の雨乞浮立さかん		
6・20	城中諸役の五年間の倭約令をだす		
10・20	弘道館の経費を一七〇石に増加		
2・19	直正砲術訓練を奨励、巡視する		
3・26	久保田御三天神様二百五十年祭		
4・26	直正、万部島に法華経一万部修行、塔を建てる		
6・11	佐賀藩、財政再建七か年計画をたて		

西 暦	年 号	国 内 事 項	県 ・ 市 内 事 項
一八三四	天保 五	1・ 米価騰貴 3・ 水野忠邦、本丸老中となる 3・ 大塩平八郎、門人と楠木正成の墓に参詣 5・ 幕府、大坂市中の貯米を禁止 6・ 幕府、諸藩から大坂への回米を命じる 9・ 幕府、大坂米商の不正を禁止 10・ 幕府、大坂よりの回米を禁止	○ この年、豊作 2・ 長崎大火、佐賀屋敷も焼ける 3・ 城内から龍造寺隆信・政治家・高房の祠廟を移し敷山神社をたてる（春日村小川）、明治六年また松原神社に合祀する 7・ 藩の医学館を城下八幡小路に設立 9・ 佐賀藩「農商分離」を励行させる 10・ 藩は富くじ発行を停止、諸富の遊女を廃する ○ この夏大旱魃 5・ 佐賀城二の丸より出火、シャチの門だけ残る（直正は脊振山弁財天参詣で留守中） 6・ 佐賀藩人員整理実施（四二〇人あまり） 7・ 二の丸焼失に幕府から二万両拝借金をうける 11・ 蓮池町と呉服町の中間で大火、二〇軒ほど焼失
一八三五	六	3・ 金沢に大火、一〇〇〇戸以上焼失 3・ 江戸赤坂紀伊藩邸焼失 6・ 仙台地方大地震 10・ 天保通宝の通用開始 12・ 長崎在留の清商、蜂起する	5・ 佐賀城二の丸より出火、シャチの門だけ残る（直正は脊振山弁財天参詣で留守中） 6・ 佐賀藩人員整理実施（四二〇人あまり） 7・ 二の丸焼失に幕府から二万両拝借金をうける 11・ 蓮池町と呉服町の中間で大火、二〇軒ほど焼失

一八三六	七	5・ 徳川斉昭、砲台を助川に築く ○ この夏、諸国洪水、百姓一揆おこる 9・ 幕府、人參・甘草の輸入を禁止 10・ 幕府、米商人の暴利を禁止 11・ 幕府、大坂町奉行に江戸廻米を命じる 12・ 陸奥盛岡に百姓一揆	1・ 佐賀大雪 3・ 伊勢屋町・点合町・西魚町・八丁馬場に大火、三〇〇軒焼失、この月東海道川崎宿で関札事件あり 4・ 城の再建はじまる 9・ 古賀穀堂没（59才） 9・ 物価高騰 ○ この年、藩財政うるおう（江戸屋敷六〇〇〇両黒字） 2・ 白山八幡社拜殿天井から上が焼ける 6・ 齊直夫人（大御前様）江戸にて没、二か月間藩中喪に服する 閏4・ 幕府巡見使くる 6・ 大雨、城下の小路も町方も浸水 6・ この年、大損毛（凶作） 1・ 齊直没（60才）、藩中二か月間喪に服する 2・ 唐津幕領百姓一揆 5・ 高伝寺で齊直の葬儀行う 5・ 弘道館拡張成る ○ この年、六月大水、七月旱魃、十月以降多雨、凶作
一八三七	八	2・ 大塩の乱起る 4・ 徳川家慶將軍宣下 6・ 生田万の乱 2・ 幕府、武家諸法度を発布 3・ 江戸城西丸火災	2・ 白山八幡社拜殿天井から上が焼ける 6・ 齊直夫人（大御前様）江戸にて没、二か月間藩中喪に服する 閏4・ 幕府巡見使くる 6・ 大雨、城下の小路も町方も浸水 6・ この年、大損毛（凶作） 1・ 齊直没（60才）、藩中二か月間喪に服する 2・ 唐津幕領百姓一揆 5・ 高伝寺で齊直の葬儀行う 5・ 弘道館拡張成る ○ この年、六月大水、七月旱魃、十月以降多雨、凶作
一八三八	九	2・ 幕府、武家諸法度を発布 3・ 江戸城西丸火災	2・ 白山八幡社拜殿天井から上が焼ける 6・ 齊直夫人（大御前様）江戸にて没、二か月間藩中喪に服する 閏4・ 幕府巡見使くる 6・ 大雨、城下の小路も町方も浸水 6・ この年、大損毛（凶作） 1・ 齊直没（60才）、藩中二か月間喪に服する 2・ 唐津幕領百姓一揆 5・ 高伝寺で齊直の葬儀行う 5・ 弘道館拡張成る ○ この年、六月大水、七月旱魃、十月以降多雨、凶作
一八三九	一〇	1・ 幕府沿海巡視を行う 5・ 蛮社の獄 5・ 幕府百姓の武芸を禁じる	1・ 白山八幡社拜殿天井から上が焼ける 6・ 齊直夫人（大御前様）江戸にて没、二か月間藩中喪に服する 閏4・ 幕府巡見使くる 6・ 大雨、城下の小路も町方も浸水 6・ この年、大損毛（凶作） 1・ 齊直没（60才）、藩中二か月間喪に服する 2・ 唐津幕領百姓一揆 5・ 高伝寺で齊直の葬儀行う 5・ 弘道館拡張成る ○ この年、六月大水、七月旱魃、十月以降多雨、凶作
一八四〇	一一	5・ 幕府、村費節減令を出す 9・ 高島秋帆、砲術意見書を上言する 12・ 幕府、三年間の俵約令を厳命	5・ 白山八幡社拜殿天井から上が焼ける 6・ 齊直夫人（大御前様）江戸にて没、二か月間藩中喪に服する 閏4・ 幕府巡見使くる 6・ 大雨、城下の小路も町方も浸水 6・ この年、大損毛（凶作） 1・ 齊直没（60才）、藩中二か月間喪に服する 2・ 唐津幕領百姓一揆 5・ 高伝寺で齊直の葬儀行う 5・ 弘道館拡張成る ○ この年、六月大水、七月旱魃、十月以降多雨、凶作

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八四一	天保一二	5・15 幕府天保の改革は始める 8・1 水戸弘道館開く 12・14 幕府、株仲間を廃止 幕府江戸歌舞伎三座の浅草移転を命じる	2・9 直正文学出精者に近国遊学、武芸優秀者に近国修業を命じる 8・3 長崎警備二〇〇年記念祝典 9・21 弘道館費用を地米一〇〇〇石ときめる
一八四二	一三	6・4 幕府の出版統制 7・24 天保の薪水令でる 8・4 幕府、札差の株を廃止 9・19 徳川斉昭、寺鐘で大砲鑄造を命じる	2・20 江戸藩邸の改革を行い江戸家老廃止 6・18 イギリス船、長崎入港、アヘン戦争のため緊張 7・19 佐賀藩、鄉村救済のため藩主手許から一万両支出
一八四三	一四	9・14 幕府、江戸・大坂に上知令を出す 閏9・13 老中、水野忠邦罷免	4・2 鬼丸調練場で先手両組の調練を行う 9・1 佐賀藩徒士にオランダ砲術の習得を令する
一八四四	弘化元	5・10 江戸城本丸炎上 6・17 幕府あらためて筑前、肥前の諸藩に	5・5 佐賀藩火術方を設け、砲術研究をは始める

一八四五	二	3・27 高野長英、出獄脱走 5・15 英船、琉球に交易を強請 6・1 幕府、オランダ国王に開国をことわる 8・8 幕府、海防掛を創置	4・3 大風雨 7・4 イギリス船サラマング号長崎来航、民心動揺する 11・4 直正、白石郷笹山の狩場で甲冑着用の武士による大演習を行う(御側四組とも、六千余騎ともいう)
一八四六	三	2・6 仁孝天皇崩御 閏5・27 米国東インド艦隊浦賀に入港	6・6 フランス軍艦、長崎入港、民心動揺する 8・27 直大、生まれる
一八四七	四	3・19 幕府、浦賀などに砲台築造 3・松平慶永、横井平四郎を登用 6・26 オランダ再び、幕府に外交について	2・10 直正の正室盛姫没(37才) 6・18 大風雨 11・8 佐賀藩、長崎砲台増築、砲一〇〇門へ配当する

西暦	年号	国内事項	県・市内事項
一八四八	嘉永元	3・ 外国船、対馬・五島・蝦夷地東北沿岸にしきりに出沒 5・7 米国人一五名、松前に漂着 8・12 京坂地方大洪水 8・ 高島流砲術の試射を許可	3・21 直正、老中阿部正弘に長崎外目築堡の必要を説く 5・3 大地震 5・11 大雨、家中の者困窮する 6・26 佐賀藩旧式軍制の改良はかる 7・9 佐賀藩山方を国産方に併合し、牛馬繁殖の計画をたてる 12・27 佐賀藩火繩銃を廢して新式銃に代える
一八四九	二	9・23 上言 11・12 孝明天皇即位 幕府、百目以上の大砲鑄造は上申させる 3・14 徳川齊昭、藩政に関与することをゆるされる 閏4・9 英船、江戸湾を測量 7・ オランダ船はじめて牛痘苗をもたらす 8・4 幕府、諸大名に大砲の試射をゆるす	12・20 大地震 12・23 直正田安斉匡の娘筆姫と結婚する ○ この年砲瘡流行、直正、伊東玄朴の建言で西洋種痘法の必要を知りオランダ人に購入を依頼する ○ この年砲瘡流行 2・11 佐賀藩火術方を石火矢方より分離し御側管轄とする 3・13 本日より五日間、唐人新町で狂言芝居興行、二〇年ぶり、一日に一五〇〇人も入場、病人がでる仕末で医者も四、五人待機したという

一八五二	一八五一	一八五〇	三	四	五
9・26	12・25	12・	2・5	3・24	5・18
幕府、蘭書齋取締令を出す	幕府、諸大名に防備を命じる	幕府、米価引下げを命じる	江戸大火	幕府、唐船密貿易を禁止	幕府、浮説流言を禁止
12・	5・18	6・	7・	10・30	11・22
		出ず	幕府、米の買占めを禁止	高野長英自殺(47才)	朝廷、外海防禦を幕府に命じる
				水野忠邦没(59才)	島津斉彬、製煉所を薩摩に設置する
				島津斉彬藩主となる	島津斉彬、製煉所を薩摩に設置する
					江戸城西丸炎上
3・26	5・6	6・30	7・11	8・7	10・2
米艦プレブル号長崎入港、本庄江から藩兵多分に出動	一七日間、日天社御年祭、城下各町から舞台を作る	佐賀藩鉄製鑄砲局を築地に建設する	殖林宗建、直正の嗣子淳一郎(直大)に種痘をする	佐賀藩士本島藤大夫、伊豆韭山の江川太郎左衛門英龍に砲術を学ぶことを命じられる	義祭同盟成立する
				大暴風雨	大暴風雨、川上・嘉瀬の堤防切れ、家屋の流失、山崩れ多し
				築地(現日新小学校)に反射炉を築き大砲を鑄造する	松原神社(日峯社) 伝心大明神三百年祭
				藩から貧窮者に介抱米一万石支給	中折村に調練場を設け、火術方を移転
				大水、扇町は床上浸水	牛島・蛸久の天満宮九百五十年祭

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八五三	嘉永 六	6・3 ベリー浦賀に来る 將軍家慶没 11・27 家定將軍宣下 12・5 プチャーチン長崎に入港	9・9 嘉瀬橋かけかえ、渡り初め、餅なげあり 10・ 生蠟・油・米・値上がり 11・10 国産方に精煉方を設ける
一八五四	安政 元	3・3 日米和親条約に調印 3・23 プチャーチン長崎へ来航 8・23 日英和親条約に調印 9・29 幕府武家諸法度を改定 12・21 日露和親条約に調印	1・23 幕府の川路聖謨ら、佐賀の反射炉を見学 5・15 佐賀藩白山町の高寺に新に鐘楼をつくり時鐘をうたせる 5・25 義祭同盟、龍造寺八幡宮境内に楠公社をまつる 6・24 蘭学寮を火術方へ移す 閏7・19 川上実相院焼ける

一八五五	一八五六	一八五七
二	三	四
1・16 江川太郎左衛門英龍没(55才) 6・8 オランダから観光丸を幕府に贈る 12・23 日蘭和親条約調印	4・25 江戸築地に講武所を開く 7・3 米総領事ハリス着任 8・5 英シーモア提督、長崎に入港、条約改正を請求	1・18 幕府蕃書調所を開く 4・11 幕府軍艦教授所設置 12・13 日米通商条約を朝廷に伝える
11・5 大地震 11・7 大地震	8・1 佐賀藩精練方、蒸気船、蒸気車の雛型をつくる 10・2 江戸大地震、桜田佐賀藩邸倒壊、焼失 12・27 江川太郎左衛門英敏、幕府を通じ佐賀藩に反射炉の技術援助を願い出る 5・6 直正、オランダ士官に海軍創設の意見を聞く 7・ 弘道館内生寮寄宿生に火術銃陣練習を命じる 9・4 島義勇、蝦夷地(北海道)調査に佐賀を出発 10・15 敷山神社二百五十年祭、狂言あやり興行 11・ 銀札を発行、通用する 12・2 田代孫三郎・杉谷雅助ら伊豆韭山江川塾へ出発 2・6 田代ら韭山につく、反射炉建設に助力する 閏5・11 島義勇蝦夷地調査をはじめ 7・22 佐賀藩別に役局を設け、ドンドル銃	

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八五八	安政 五	6・19 日米通商条約など調印 8・10 日蘭条約調印 8・11 日露条約調印	10・1 佐賀藩オランダから飛雲丸を購入 1・28 佐賀藩三重津に船手稽古所(海軍所)を設ける 3・1 オランダ人によって飛雲丸の試運転を行う 6・6 佐賀藩海軍費支弁のため銀札七万両發行 10・9 佐賀藩オランダから電流丸を購入
一八五九	六	5・28 神奈川・箱館・長崎を開港 6・26 幕府、外国からの武器購入を許可 10・17 江戸城本丸炎上焼失する 10・27 吉田松陰没(30才) 安政大獄 12・8 幕府下田港を閉鎖	1・16 佐賀藩精煉方で火薬製造をはじめ 3・3 佐賀藩製鉄機械を幕府へ献納 12・28 幕府、銀光丸を佐賀藩にあずける 佐賀藩煙硝製造を精煉方に属させる
一八六〇	万延 元	1・13 咸臨丸アメリカへ出発 3・3 桜田門外の変	1・13 遣米使節団に佐賀藩から秀島藤之助・福谷啓吉、咸臨丸で出発 1・18 遣米使節団の一行としてポーハタン号で佐賀藩から本島喜八郎・島内栄之助・小出千之助・藩医川崎道民、小城藩から綾部新五郎、宮崎元立が出發

一八六一	文久 元	2・3 ロシア軍艦、対馬占領を図る 7・23 英艦、対馬の露艦に退去要求 12・22 福沢諭吉ら遣欧使節にしたがい出発	4・3 大洪水、千葉堤防決壊する 5・3 佐賀藩、電流丸・飛雲丸・観光丸の乗員配置決定 3・9 蓮池藩士二名、長崎で外人と喧嘩、切腹命じられる 7・25 佐賀藩、三重津に汽鐘製造所を建てる 11・20 直正隠居して閑叟と号する(48才) 直大家督相続 遣欧使節に佐賀藩から川崎道民・石黒寛次・岡鹿之助が参加 12・22 佐賀藩士中野方蔵、脱藩して幕府に捕えられる 2・ 江藤新平脱藩、京都で活躍する 6・27 枝吉神陽没(41才) 8・15 直正参内、攘夷の勅をうける 12・19 佐賀藩、三重津で蒸気船凌風丸の製造はじめる 3・6 三重津で幕府注文の蒸気機関完成 10・11 佐賀藩銀光丸を幕府に返還する 11・8 第一回長州征伐、佐賀藩から一万二千余名を動員 9・12 佐賀藩イギリス製蒸気船甲子丸購入
一八六二	二	1・15 坂下門外の変 2・11 將軍家茂、和宮と結婚 8・21 生麦事件 閏8・22 幕府参勤交代の制をゆるめる	
一八六三	三	5・10 長州藩下関で米艦を砲撃 6・3 江戸大火、江戸城西の丸類焼する 7・2 薩摩藩、英国艦隊と交戦(薩英戦争)	
一八六四	元治 元	5・8 四か国連合艦隊下関砲撃 9・1 参勤交代の制を復活	

西 暦	年 号	国 内 事 項	県・市 内 事 項
一八六五	慶 応 元	3・長崎大浦天主堂完成 9・16 英・仏・蘭、兵庫開港を要求	10・17 直正参内、公武融和の必要を力説する 4・大隈八太郎ら長崎に英語学校を建て英学研究はじめる
一八六六	二	1・21 薩長同盟成立 6・7 第二次長州征伐 6・21 薩摩藩征長出兵を拒否 7・20 将軍家茂没(21才) 12・25 孝明天皇崩御(36才)	9・三重津造船所で蒸気船凌風丸完成 2・22 将軍家茂、親書をもって直正の上阪をもとめる 4・21 鍋島安房茂真没(54才) 5・佐賀藩蒸気鉄船阜月丸購入 8・30 徳川慶喜、親書をもって直正の上京をうながす 10・4 医師ボードイン伊万里で直正を診察する
一八六七	三	5・25 兵庫の開港を勅許 6・13 長崎奉行、キリスト教徒逮捕 10・14 慶喜、大政奉還を請う 12・9 王政復古の号令でる	1・11 佐賀藩から佐野常民・小出千之助の二名、徳川昭武に従ってフランスへ行く 3・7 松原社二百五十年祭 7・19 直正、将軍慶喜と会見する 12・21 鍋島孫六郎、佐賀藩兵をひきいて東上する

編集後記

佐賀市史の第一回配本として第一巻と併せて第二巻（近世編）も同時に発刊することができた。この第二巻は、近世編で佐賀藩の成立から幕末の慶応三年まで、いわゆる江戸時代の佐賀地方について取り扱ったものである。

この時代は、史料的には恵まれているものの、史料の発掘、史実の解明に、残された分野も多く、通史としての執筆にあたっては、多大の困難をきたしたことと思われる。

このような事情にもかかわらず、執筆者各位が多忙な公務のかたわら史料の発掘調査活動に努められ、また、史実の解明を重ねられ、ここに近世編の完成を見ることができたのである。

第二巻（近世編）の執筆分担は次のとおりである。

概 説

一 佐賀藩の成立	池田史郎
二 鍋島藩政の展開	小宮睦之
三 佐賀城と城下町	池田史郎
四 領民生活の諸相	池田史郎
(一) 武士の生活	小宮睦之
(二) 農業と農民の生活	小宮睦之

(二)人口の動き

城島正祥

五 教育と文化

(一)葉隠 (二)藩校 (三)蘭学

池田史郎

(四)文学と美術工芸

小宮睦之

(五)民俗と芸能

木下之治

六 明治維新への胎動

杉谷昭

ここに待望の佐賀市史第二巻の完成に当り執筆者各位に対して心から感謝の意を表し、また、史料収集にあたり貴重な史料を提供下さった方々に対して深く感謝申し上げる次第である。

なお、佐賀藩の人口については、城島正祥氏（佐賀大学経済学部教授）に執筆を依頼していたが、不幸にも昭和五十年一月五日逝去され、同氏の新稿をいただくことができなかった。

しかし、同氏はかつて『史学雑誌』（第八十二編九一〇号）に「佐賀藩の人口統計」について論稿を寄せておられたので、御遺族の御承諾をえて、小宮睦之氏がこれを要説して本巻にかかげることとした。

本書なるにあたり、特にこのことを明記して、今は亡き同氏に感謝の意を表すると共に、その御冥福を祈る次第である。

昭和五十二年七月

佐賀市史編さん委員会

佐賀市史 第二巻 (近世編)

昭和五十二年七月二十九日発行

編者 佐賀市史編さん委員会

発行者 佐賀市

佐賀市神野町三三一番地三

印刷所 福博印刷株式会社

後國

